

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (前記註1) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
エルサルバドル	エルサルバドル共和国政府に対する贈与に關する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の交換公文	經濟社會開発に係る計画等を実施するために必要な向政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2020.7.23 サンサルバドルで (同日)	日本側 樋口和喜在エルサルバドル大使 側 フランシスコ・ホセ・アラベ・モンテロージャ保健大臣	2021.1.25 34号
エルサルバドル	人材育成奨学計画のための贈与に關する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	185,000千円 2028.12.31まで	2020.9.4 アソ・ク グオ・ク スカタラ ンで (2020.10.14)	日本側 樋口和喜在エルサルバドル大使 側 フアナ・アレクサン德拉・ヒル・ライノコ外務大臣	2020.9.24 403号 2020.11.17 448号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。